

外国投資法
(仮訳)

外国投資法

第1条

用語の定義は、文脈上異なる意味に解すべき場合を除き、各々以下のとおりとする。

- A. 評議会： 最高経済評議会
- B. 理事会： サウジアラビア総合投資院理事会
- C. 投資院： サウジアラビア総合投資院
- D. 総裁： サウジアラビア総合投資院総裁兼同理事会理事長
- E. 外国投資家： サウジアラビア国籍を有しない自然人又は出資者の一部が同国籍を有していない法人。
- F. 外国投資： 本法に基づき投資ライセンスを受けた事業に対する外国資本の投入。
- G. 外資： 本法における外資とは、例えば、以下に述べる資産及び権利（外国投資家により保有されているものに限る）のことをいうが、これらに限定されるものではない。
 - 1. 金銭、有価証券及び商業証券。
 - 2. 資本金の増加、既存プロジェクトの拡張又は新規プロジェクトの設立のために投資される外国投資の利益。
 - 3. 投資に関連する機械、装置、資材、代替部品、輸送手段及び生産必需品。
 - 4. ライセンス、知的財産権、技術ノウハウ、経営技能及び生産技術などの無体財産権。
- H. 生産設備： 工業製品及び農業製品（農畜産物）の生産プロジェクト。
- I. サービス設備： サービス及び請負プロジェクト。
- J. 本法： 外国投資法
- K. 施行規則： 外国投資法施行規則

第2条

他の法令及び条約の条件に反する場合を除き、投資院は、サウジアラビアにおける外国投資につき、その投資が一時的なものか恒久的なものかを問わず、投資活動が行われる場合において、投資ライセンスを付与するものとする。投資院は、施行規則に規定されている必要書類の提出完了後 30 日以内に、投資ライセンス申請に対する可否を決定する。申請に対して投資ライセンス付与の可否の決定がなされずに当該期日が経過した場合、投資院は、投資家が要望する投資ライセンスを当該投資家に付与しなければならない。

もし、投資院が当該期間内にかかる投資ライセンスの申請を却下した場合、当該却下の決定が妥当であることが示されなければならない、また、却下の決定を受けた申請者は、法令に基づき当該決定に対する異議を申し立てる権利を有するものとする。

第3条

評議会は、外国投資から除外される事業分野のリストを公布する権限を有するものとする。

第4条

第2条の規定に基づき、外国投資家は種々の事業に参画するため、複数の投資ライセンスを取得できるものとし、その必要条件は施行規則にて定められるものとする。

第5条

本法の規定に基づき投資ライセンスを受けた外国投資は、次のいずれかの形態により実施することができる。

1. サウジアラビア投資家及び外国投資家の双方により持分が保有される事業体。
2. 外国投資家により持分の100%が保有される事業体。

当該事業体の法的形態は、法令及び命令に従い決定されるものとする。

第6条

本法の規定に基づき認可された外国投資プロジェクトは、サウジアラビアの内国のプロジェクトが法令及び命令に基づき享受しているすべての特典、インセンティブ及び保証を享受できるものとする。

第7条

外国投資家は、その持分の売却、若しくは事業体の清算剰余金若しくは収益から生じる利益をサウジアラビアから国外に移転する権利又はその他の法的手段により利用する権利を有し、また、プロジェクトに関連する契約上の義務履行に要する資金を移転する権利も有するものとする。

第8条

本法に基づき投資ライセンスを受けた外国事業体は、投資ライセンスを受けた事業の実施又は非サウジアラビア投資家の不動産所有及び不動産投資に関する法律に基づく、全部若しくは一部の従業員の居住のために合理的に必要な

る不動産を所有する権利を有するものとする。

第9条

外国投資家及びその非サウジアラビア人従業員は、投資ライセンスを受けた事業体によりのスポンサー制度の適用を受けなければならないものとする。

第10条

投資院は、投資に関心を有するすべての者に対し、必要とされるすべての情報、説明及び統計資料を、投資に関する全事項の促進及び完了のためのあらゆるサービス及び手続とともに、提供するものとする。

第11条

外国投資家に関する投資は、裁判所の命令がない限り、その全部又は一部を没収されることはないものとし、また、公益目的で、かつ法令及び命令に基づき公正な補償がなされる場合を除き、その全部又は一部を収用の対象とすることはできない。

第12条

1. 投資院は、外国投資家が本法及び施行規則の規定に違反した場合、投資院の定める当該違反行為の是正のための相当な期間内に、当該違反行為が是正されるよう、書面にて通達するものとする。
2. 違反を継続している外国投資家は、より重い罰則が適用される場合を除き、次に掲げるいずれかの罰則の適用を受けるものとする。
 - (a) 当該外国投資家に付与されているインセンティブ及び特典の全部又は一部のはく奪。
 - (b) 50万サウジ・リヤルを超えない額の罰金の賦課。
 - (c) 外国投資ライセンスの取消し。
3. 前項記載の罰則は、理事会の決議によって決定される。
4. 刑罰の決議に対する異議は、苦情処理庁の規則に従い、同庁に申し立てることができる。

第13条

サウジアラビアが一方の当事者として締結している諸条約に反しない限りにおいて、以下の各規定のとおりとする。

1. サウジアラビア政府と外国投資家との間における、本法に基づき投資ライセンスを受けた当該外国投資家の投資に関する紛争は、可能な限り円満に解決されなければならないものとし、円満な解決が不可能で

あることが判明した場合、かかる紛争は法令に準拠し解決されなければならないものとする。

2. 外国投資家とサウジ人出資者との間における、本法に基づき投資ライセンスを受けた当該外国投資家の投資に関する紛争は、可能な限り、友好的に解決されなければならないものとし、友好的な解決が不可能であることが判明した場合、かかる紛争は法令に準拠し解決されなければならないものとする。

第14条

本法に基づき投資ライセンスを受けたすべての外国投資は、サウジアラビアにおける有効な租税関連法規（改正を含む）の適用を受けるものとする。

第15条

外国投資家は、サウジアラビアにおける有効な法律、規則及び命令並びにサウジアラビアが一方の当事者として締結している国際条約のすべてを順守する義務を負う。

第16条

本法の施行以前から合法的に存続している外国投資に関する既得の利益は、本法の施行によって侵害されることはない。ただし、かかる投資プロジェクトの事業を実施し、又は資本金を増加する場合は、本法の規定の適用を受けるものとする。

第17条

投資院は施行規則を公布するものとし、同規則は官報にて公布され、かかる官報の公布日をもって効力を生じるものとする。

第18条

本法は官報にて公布され、かかる官報の公布日の 30 日後をもって効力を生じるものとし、ヒジュラ暦 1399 年 2 月 2 日（西暦 1979 年 1 月 1 日）付勅令第 M/4 号にて公布された外資投資法及び本法の規定に反するすべての法令は失効するものとする。

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しております）

ん)。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいておりま
す。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保
されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・
助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家か
ら助言を受けてください。